第二項中「同勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第百四十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

第三項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正）

第三十条　農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項」を「第百三十四条第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

（農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十一条　農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「場合において」を「場合には」に、「第百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項」を「第百三十四条第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十二条　漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第三十三条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「堆肥」を「堆肥（たい）」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）

イ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

ロ　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

第四条第四項中「（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第七条第二項において同じ。）」を削り、「同法第七条」を「河川法第七条」に改める。

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正）

第三十四条　漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（平成七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第三十五条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第十三項中「同条第七項第一号へ及び」を「同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」と、同法」に改め、同条第十四項中「第百十一条第七項」を「第百十一条第六項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三十六条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項中「附則第四十四条第一項」を「附則第四十四条」に改め、同条第二項を削る。

（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項から第四項までを削る。

附則第五条及び第十四条第一項中「附則第三条第一項」を「附則第三条」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百条第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

（農地法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条　農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条　削除

（国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四十一条　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号ニを削る。